

多気町障がい者福祉プラン

第7期多気町障がい福祉計画・ 第3期多気町障がい児福祉計画

【令和6年度～令和8年度】

令和6年3月

多 気 町

目 次

第1章	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の基本的な考え方	1
1.	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について	1
2.	国の基本指針について	3
3.	障害者総合支援法に基づくサービス体系	5
4.	障がい福祉計画・障がい児福祉計画の記載内容	6
第2章	国の基本指針に基づく成果目標	7
1.	施設入所者の地域生活への移行	7
2.	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	8
3.	地域生活支援の充実	11
4.	福祉施設から一般就労への移行等	13
5.	障がい児支援の提供体制の整備等	15
6.	相談支援体制の充実・強化等	18
7.	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	20
第3章	障がい福祉サービスの見込みと確保策	22
1.	訪問系サービス	22
2.	日中活動系サービス	24
3.	居住系サービス	27
4.	相談支援	28
5.	発達障がい者等に対する支援	29
第4章	障がい児福祉サービスの見込みと確保策	30
1.	障がい児通所支援	30
2.	障がい児相談支援	32
第5章	地域生活支援事業の見込みと確保策	33
1.	必須事業	34
2.	任意事業	39
第6章	計画の推進に向けて	41
1.	地域での支援体制の整備	41
2.	全庁的な推進体制の整備	41
3.	計画の点検及び評価	41
資料編		42
1.	計画策定について	42
2.	用語解説	43

※「障がい」の表記について

本計画では法律・制度、事業名等を除いて、「害」の字を「がい」とひらがなで表記しています。

第1章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の基本的な考え方

1. 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障がい福祉計画」であり、障がい福祉計画の基本的理念を踏まえ、国の基本指針に基づき、本町の障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障がい児福祉計画」であり、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする計画です。

今回の「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）は、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に係るサービス見込み量についての状況を踏まえ、国の基本指針を勘案して見直しを行い、令和6年度から令和8年度までの計画を定めるものです。

▼計画策定の根拠法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）
(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法

(障害児福祉計画)

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

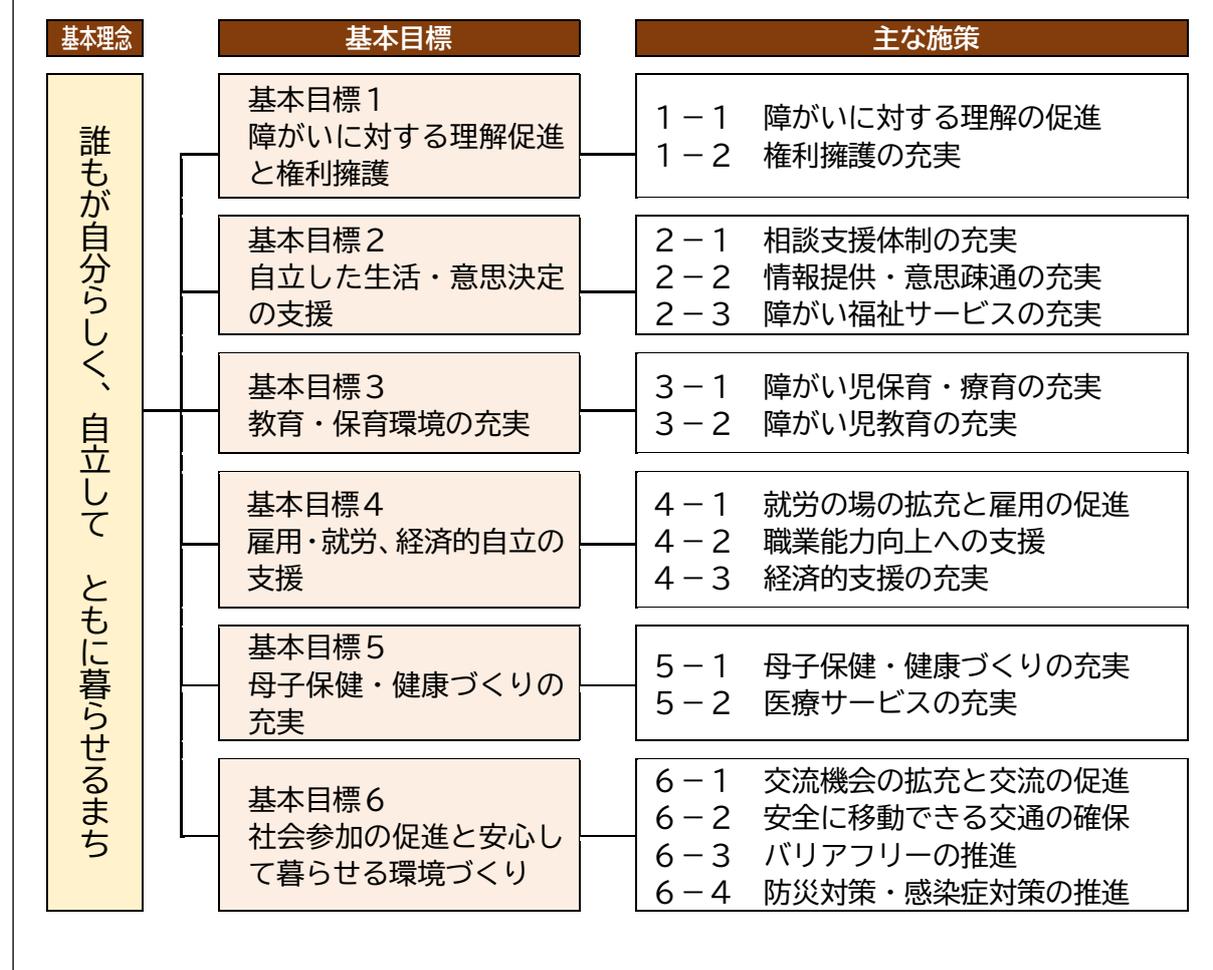
▼計画期間

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
多 気 町 障 が い 者 福 祉 プ ラ ン	障がい者計画	第3次計画 令和3年度～令和8年度					
	障がい福祉計画	第6期計画			第7期計画 令和6年度～令和8年度		
	障がい児福祉計画	第2期計画			第3期計画 令和6年度～令和8年度		

▲今回見直し

▼参考：第3次障がい者福祉計画の施策体系

障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本町における障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定める計画です。



2. 国の基本指針について

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）は、障害者総合支援法第 87 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 19 の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されます。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、国が示す基本指針に即して市町村及び都道府県が作成すると規定されているため、本計画は令和 5 年に改正された基本指針に沿って策定することとします。

▼障がい福祉計画・障がい児福祉計画の「基本指針」について

- 基本指針は、障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して 3 か年の「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を策定する。（今回の計画期間は令和 6 年度～令和 8 年度）

▼指針見直しの主な項目

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・重度障がい者等への支援に係る記載の拡充
 - ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
 - ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
- ③福祉施設から一般就労への移行等
 - ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
 - ・一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
 - ・障がい児入所施設からの移行調整の取り組みの推進
 - ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
 - ・聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充
- ⑤発達障がい者等支援の一層の充実
 - ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
 - ・発達障がい者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
 - ・基幹相談支援センターの設置等の推進
 - ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- ⑦障がい者等に対する虐待の防止
 - ・自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底

- ・精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取り組み
 - ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
- ⑨障がい福祉サービスの質の確保
 - ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
- ⑩障がい福祉人材の確保・定着
 - ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
 - ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定
 - ・障がい福祉DBの活用等による計画策定の推進
 - ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進
- ⑫障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進
 - ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
 - ・障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
 - ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
- ⑭その他：地方分権提案に対する対応
 - ・計画期間の柔軟化
 - ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

▼新設された市町村における活動指標

- ①施設入所者の地域生活への移行等
 - ・居宅介護の利用者数、利用時間数
 - ・重度訪問介護の利用者数、利用時間数
 - ・同行援護の利用者数、利用時間数
 - ・行動援護の利用者数、利用時間数
 - ・重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数
 - ※個々のサービスとしての指標に変更
 - ・就労選択支援の利用者数、利用日数
 - ・共同生活援助の利用者数（重度障がい者の利用者数を追加）
 - ・施設入所支援の利用者数（新たな入所希望者のニーズ・環境の確認）
- ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神障がい者の自立訓練（生活訓練）
- ③相談支援体制の充実・強化等
 - ・基幹相談支援センターの設置
 - ・協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善

▼障害者総合支援法改正で創設されたサービス

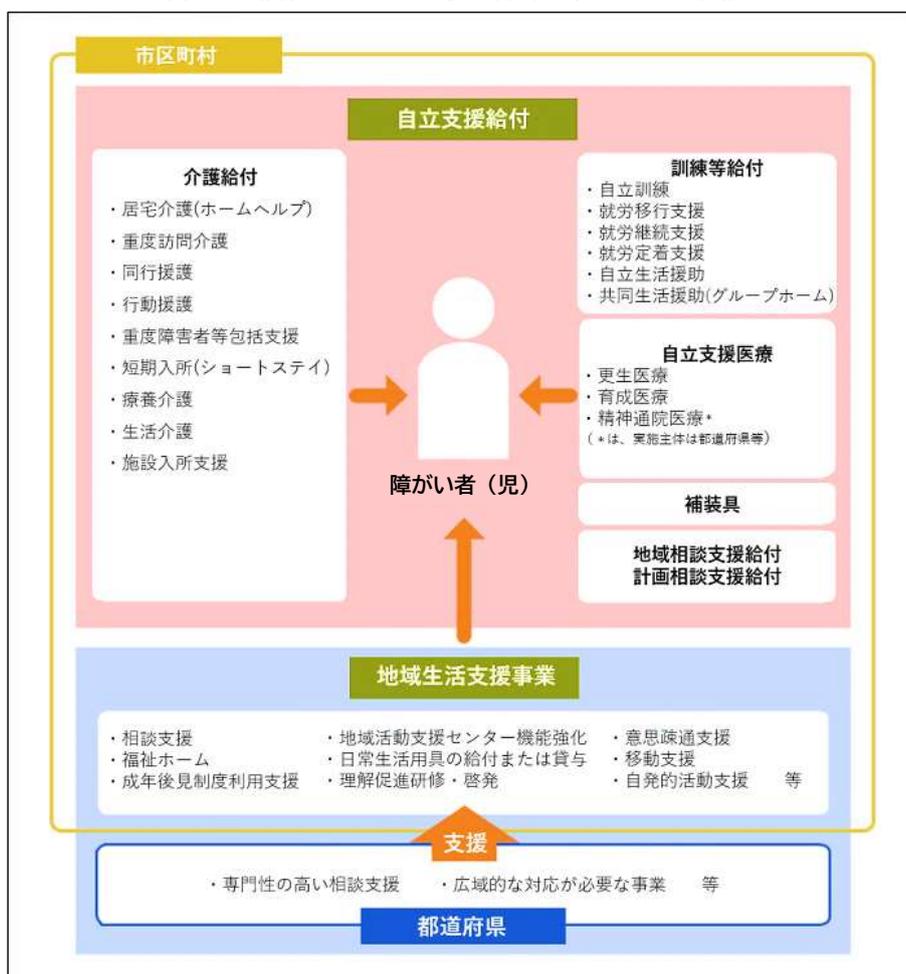
○就労選択支援

- ・本人の希望、能力や適正の評価、仕事中の配慮点の整理など必要なアセスメントを行った上で、事業者と調整して就労系サービスの利用や一般就労を促すもの
- ・障がい者等のニーズ、特別支援学校卒業者数、就労移行支援、就労継続支援A型または就労継続支援B型を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援A型または就労継続支援B型を現に利用している者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する

3. 障害者総合支援法に基づくサービス体系

障がい福祉サービス等は、障がいのある人の障がい程度や社会活動、介護者、居住等の状況等を踏まえて個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分けられています。「障がい福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ利用の際のプロセスが異なります。

▼障がい福祉サービス等の体系（イメージ図）



4. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の記載内容

①計画に記載すべき事項

本計画では、国の基本指針に基づき、計画に記載すべき事項として計画の実施により達成すべき基本的な目標となる成果目標と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標となる活動指標が定められており、数値目標及び必要なサービス量並びに確保のための方策を定める必要があります。

②成果目標について

本計画では、国の基本指針に基づき以下の7つの目標について、利用実績や地域の実情を踏まえて、令和8年度を目標年度として成果目標を設定します。

▼国の基本指針における成果目標

成果目標1	施設入所者の地域生活への移行
成果目標2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
成果目標3	地域生活支援の充実
成果目標4	福祉施設から一般就労への移行等
成果目標5	障がい児支援の提供体制の整備等
成果目標6	相談支援体制の充実・強化等
成果目標7	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

③障がい福祉サービス、障がい児のサービスの見込量と確保のための方策

令和6年度から令和8年度までの各年度における障がい福祉サービス及び相談支援等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。また、児童福祉法における障がい児への通所サービス及び相談支援についても同様に見込量等を定めます。

④地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

令和6年度から令和8年度までの各年度における地域生活支援事業の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

第2章 国の基本指針に基づく成果目標

1. 施設入所者の地域生活への移行

■国の基本指針

- 令和8年度末時点で令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること。
- 令和8年度末時点で令和4年度末の施設入所者数を5%以上削減すること。

▼成果目標

項目	数値	備考
令和4年度末の施設入所者数	18人	(A)
成果目標1 地域生活への移行者数	1人	国の指針を踏まえ、令和4年度末の施設入所者数の6%が地域生活へ移行するものとして設定します。 $(A) \times 6\%$
成果目標2 施設入所者の削減見込	1人	国の指針を踏まえ、令和4年度末時点の人数(A)から5%削減することを目標とします。 $(B) = (A) \times 5\%$
令和8年度末の施設入所者数	17人	$(A) - (B)$

▼成果目標設定に関する考え方

- 令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを目標とします。
- 令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを目標とします。

▼第6期における主な取り組み等

- 環境変化への適応が困難な利用者も多いことから第6期計画では目標達成に至りませんでしたが、今後も本人の希望や適性に配慮した支援ができるようケースに応じた対応を行っていきます。

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■国の基本指針

- 令和8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- 令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定する。
- 精神病床における退院率については3か月時点68.9%以上、6か月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上とする。

▼成果目標

成果目標	単位	第6期（実績値）			第7期（目標値）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
○保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回	3	3	3	3	3	3
○保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催参加者数	人	1	1	1	1	1	1
○協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1	1	1	1

▼成果目標設定に関する考え方

- 実情に応じた支援体制を構築するため、保健・医療・福祉関係者・介護関係者・当事者及び家族等による協議を開催し、重層的な連携に努めます。

▼活動指標の概要

区分		内容
○保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化	○協議の場の開催回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定します。
	○協議の場への関係者の参加者数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。

区 分		内 容
	○協議の場における目標設定及び評価の実施回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。
	○精神障がい者の地域移行支援	現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
	○精神障がい者の地域定着支援	現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
	○精神障がい者の共同生活援助	現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
	○精神障がい者の自立生活援助	現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

▼活動指標の実績と目標値

項目	単位	第6期（実績値）			第7期（目標値）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
○保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回	3	3	3	3	3	3
○保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催参加者数	人	1	1	1	1	1	1
○協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1	1	1	1
○精神障がい者の地域移行支援	人	0	0	0	0	0	0
○精神障がい者の地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0
○精神障がい者の共同生活援助	人	3	4	3	4	4	4

項目	単位	第6期（実績値）			第7期（目標値）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
○精神障がい者の自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
○精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】	人	0	0	1	1	1	1

▼第6期における主な取り組み等

○保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催

松阪・多気地域の自立支援協議会の部会として地域移行支援部会を立ち上げ、「ニューロングステイを生まない 新たな仕組みづくり」を目標に、保健・医療・福祉関係者による定期的な会合を開催しています。

○協議の場における目標設定及び評価の実施回数

毎年年度当初に目標に沿った年度目標を設定し、年度末に振り返りと評価を行っています。

○精神障がい者の共同生活援助

精神障がい者の退院後や親亡き後、地域で生活していけるよう本人や支援者の意向を聞き取り、障がいサービスの活用につなげています。

3. 地域生活支援の充実

■国の基本指針

- 地域生活支援拠点等を整備するとともに、機能充実のためコーディネーターを配置し、効果的な支援体制の構築を進めること。
- 年1回以上支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証及び検討すること。
- 強度行動障がい者を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。**【新規】**

▼成果目標

成果目標	単位	第6期（実績値）			第7期（目標値）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
○地域生活支援拠点等の整備	か所	0	0	1	1	1	1
○地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数	人	0	0	0	0	0	0
○地域生活支援拠点等の支援の実績等の検証及び検討の実施回数	回	1	1	1	1	1	1
○強度行動障がい者の支援ニーズの把握と支援体制の整備 【新規】	体制の整備				検討	検討	整備

▼成果目標設定に関する考え方

- 事業所の確保を図り、地域生活支援拠点等の整備を図ります。
- 毎年度末の多気町自立支援協議会において、運用状況の検証を行います。
- 強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

▼活動指標の概要

項目	内容
○地域生活支援拠点について	地域生活支援拠点は、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域の支援体制の整備を図るもので、その機能は、①相談（地域移行、親からの自立等）、②緊急時の受け入れ（短期入所の利便性・対応力向上等）、③体験の機会・場（ひとり暮らし、グループホーム等）、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）となっています。

▼活動指標の実績と目標値

項目	単位	第6期（実績値）			第7期（目標値）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
○地域生活支援拠点等の整備	か所	0	0	1	1	1	1
○地域生活支援拠点等の支援の実績等の検証及び検討の実施回数	回	1	1	1	1	1	1

▼第6期における主な取り組み等

○地域生活支援拠点等の整備 令和5年3月多気町自立支援協議会において意見聴取を行い、同月要綱を策定しました。令和5年度からは登録事業所を募集するとともに、松阪・多気圏域の自立支援協議会において部会を開催し、近隣市町と連携した取り組みを進めています。
○地域生活支援拠点等の支援の実績等の検証及び検討の実施回数 毎年度末の多気町自立支援協議会において、運用状況の検証を行う予定です。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

■国の基本指針

- 令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とする。
- 就労移行支援事業所のうち就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする。【新規】
- 就労定着支援事業の利用者数は令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすること。
- 就労定着率については令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率(※)が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすること。【新規】

※就労定着実績体制加算：前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合が7割以上であることを要件としています。

▼成果目標

項目	目標数値	備考
令和3年度の年間一般就労移行者数(基準値)	1人	(A)
成果目標1 令和8年度の年間一般就労移行者数	4人	(A)×1.28以上
就労移行支援事業を通じた令和3年度の年間一般就労移行者数(基準値)	0人	(B)
成果目標2 就労移行支援事業を通じた令和8年度の年間一般就労移行者数	1人	(B)×1.31
就労継続支援A型事業を通じた令和3年度の年間一般就労移行者数(基準値)	0人	(C)
成果目標3 就労継続支援A型事業を通じた令和8年度の年間一般就労移行者数	1人	(C)×1.29
就労継続支援B型事業を通じた令和3年度の年間一般就労移行者数(基準値)	1人	(D)
成果目標4 就労継続支援B型事業を通じた令和8年度の年間一般就労移行者数	2人	(D)×1.28以上

項目	目標数値	備考
成果目標5 就労移行支援事業所のうち就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所【新規】	50%	
令和3年度末実績の就労定着支援事業の利用者数（基準値）	0人	(E)
成果目標6 就労定着支援事業の利用者数	1人	(E)×1.41
成果目標7 就労移行支援事業所のうち就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	25%	

▼成果目標設定に関する考え方

- 令和8年度中に、就労移行支援事業等の利用を経て、一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とします。そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型については、令和8年度中に令和3年度実績の1.31倍以上、1.29倍以上、1.28倍以上となるよう努めます。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が50%以上となるよう努めます。
- 就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上となるよう努めます。
- 就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を25%以上となるよう努めます。

▼第6期における主な取り組み等

- 移行支援事業
事業の利用者が1名いましたが、入院等による体力の低下などみられ一般就労には結びつきませんでした。今後も本人の希望を把握し、就労機会の提供を行います。
- 就労A型
目標値の達成に至りませんでした。福祉事業所と一般企業に参加を募り就労マルシェを開催するなど、利用者向けの就労促進だけでなく事業所間相互交流の機会を図りました。
- 就労B型
一般就労が困難な方に就労の機会を提供するとともに、ステップアップの希望があれば事業所同士を始め関係者が連携して、スムーズな移行ができるよう努めました。
- 一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者数
期間内で事業の利用実績がなく目標値に及びませんでした。一般就労した障がい者が継続して勤務できるよう、困りごとなどが生じた場合は健康福祉課が窓口となり、支援に入ることができるよう体制を整えています。
- 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所
該当事業所がなく目標値達成に至りませんでした。

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

■国の基本指針

- 令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置する。
- 令和8年度末までに障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- 令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保する。
- 令和8年度末までに保健医療障がい福祉保育教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

▼成果目標

成果目標	単位	第2期（実績値）			第3期（目標値）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
○児童発達支援センターの設置	か所	1	1	1	1	1	1
○障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	体制の構築	構築	構築	構築	構築	構築	構築
○重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村または圏域に1か所以上	か所	1	2	2	2	2	2

▼成果目標設定に関する考え方

- 多気郡3町（明和町、多気町、大台町）で共同設置している「多気郡地域児童発達支援センター」の充実を図ります。
- 保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等と連携し、その維持が図られることを目標とします。

▼活動指標の概要

区分	内容
○児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービス。
○放課後等デイサービス	放課後や学校の休校日に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を行うサービス。
○保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス。
○居宅訪問型児童発達支援	重度障がいの状態等で外出が著しく困難な障がい児に、自宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行うサービス。
○障がい児相談支援	障がい児が福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言等を行うサービス。
○医療的ケア等を必要とする障がい児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ人。

▼活動指標の実績と目標値

項目	単位	第2期（実績値）			第3期（目標値）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
○児童発達支援の利用児童数	人	30	35	35	36	38	39
○放課後等デイサービスの利用児童数	人	56	62	65	69	72	75
○保育所等訪問支援の利用児童数	人	3	3	8	6	6	6
○居宅訪問型児童発達支援の利用児童数	人	0	0	0	0	0	0
○障がい児相談支援の利用児童数	人	22	30	25	29	30	31
○医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	1	1	1	1	1	1

▼第2期における主な取り組み等

○児童発達支援

1歳半健診や3歳半健診などの機会に、保健師等関係者が連携し、希望者がサービス利用につながるよう体制を整えています。

○放課後等デイサービス

利用者の特性等に応じた事業所の案内と、支給量の決定を行っています。

○保育所等訪問支援

学校等の教育機関と、事業所が情報共有を行うとともに、支援の方向性を擦り合わせる機会として積極的に活用しています。

○障がい児相談支援

本人及び保護者の希望や課題に応じた事業所を提案するとともに、問題が生じた際は計画相談員と健康福祉課が連携して対応するよう体制を整えています。

○医療的ケア等を必要とする障がい児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

コーディネーターを健康福祉課に1名配置しています。

6. 相談支援体制の充実・強化等

■国の基本指針

- 令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、必要な協議会の体制を確保する。

▼成果目標

成果目標	単位	第6期（実績値）			第7期（目標値）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
○総合的・専門的な相談支援	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
○協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善【新規】	実施の有無				実施	実施	実施

▼成果目標設定に関する考え方

- 多気町社会福祉協議会に開設している多気相談支援センターの機能強化を図ります。
- 令和8年度末までに、自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行います。

▼活動指標の概要

活動指標	内容
総合的・専門的な相談支援	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定します。
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み、地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数を見込みをそれぞれ設定します。
地域サービス基盤の開発・改善【新規】	協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を図ります。

▼活動指標の実績と目標値

項目	単位	第6期（実績値）			第7期（目標値）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
○総合的・専門的な相談支援	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
○地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件	3	3	3	3	3	3
○地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施	回	3	3	3	3	3	3
○協議会の専門部会の設置数【新規】	部会数				未定	未定	未定
○協議会の専門部会の実施回数【新規】	回				未定	未定	未定

▼第6期における主な取り組み等

- 総合的・専門的な相談支援
生活困窮や就労に関する課題など、委託先の専門相談員と行政職員が連携して対応しています。
- 地域の相談支援事業者の人材育成の支援
令和2年度より計画相談員の初任者研修、現任者研修の実習が各市町で行われることとなり、多気郡三町（多気町、明和町、大台町）圏域で実施しています。
- 地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施
多気郡三町（多気町、明和町、大台町）が事務局となり、地域の相談支援事業所の計画相談員勉強会を定期的を開催しています。課題を持ち寄り討議するほか、外部講師を招いて研修会を実施するなど、年3回をめぐりに活動しています。

7. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

■国の基本指針

○令和8年度末までにサービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築する。

▼成果目標

成果目標	単位	第6期（実績値）			第7期（目標値）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
○障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	実施の有無	未実施	未実施	未実施	体制構築	体制構築	体制構築

▼成果目標設定に関する考え方

○県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等に職員が参加することにより、関係職員の資質向上に努めることで障がい福祉サービスの質の向上につなげます。
○障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有により、障がい福祉サービスの質の向上につなげます。

▼活動指標の概要

項目	内容
○障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数の見込みを設定します。
○障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定します。

▼活動指標の実績と目標値

項目	単位	第6期（実績値）			第7期（目標値）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
○県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他の研修への職員の参加人数	人	1	1	1	1	1	1
○事業所や関係自治体等と共有の実施回数	回	1	1	1	1	1	1

▼第6期における主な取り組み等

- 県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他の研修への職員の参加人数
実施される研修には積極的に参加し、知識の向上と地域課題の共有に努めています。
- 審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制
審査結果の影響が広域にわたる場合など、関係市町と情報共有を行い対応の統一を図っています。また、注意を要するケースや判断が困難なケースは自立支援協議会や圏域の各部会において問題提起を行っています。
- 事業所や関係自治体等と共有の実施回数
必要に応じて随時対応を図っています。

第3章 障がい福祉サービスの見込みと確保策

障がい福祉サービスは、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス及び相談支援に分かれており、それぞれのサービスについて、実績値を踏まえた見込量と確保策について次のとおり設定します。

1. 訪問系サービス

▼サービス・事業の概要

区 分	内 容
①居宅介護	身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人で、日常生活を営むのに支障がある場合、入浴、排せつ、食事の介護等、居宅での生活全般にわたる支援を行うサービス。
②重度訪問介護	重度障がいがあり、常に介護を要する人に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス。
③同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報提供や外出する際の必要な援護を行うサービス。
④行動援護	知的障がいや精神障がいにより常に介護を要する人に、行動の際に生じ得る危険を回避するため、必要な援護や外出時における移動中の介護等を支援するサービス。
⑤重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービス。

▼実施に関する考え方

○利用者数などの利用実績とともに、利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

▼見込量確保のための方策

○障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して生活ができるように利用者のニーズを把握し、必要なサービスが提供できるように、サービス見込量に適切に反映させていきます。

▼第5期・第6期計画における見込量と実績

サービス・事業	単位	計画/ 実績	第5期			第6期		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
①居宅介護	時間/月	計画値	104	112	120	160	160	160
		実績値	107	213	211	214	210	232
	人/月	計画値	13	14	15	20	20	20
		実績値	15	19	17	18	20	19
②重度訪問介護	時間/月	計画値	0	0	348	600	600	600
		実績値	0	0	348	0	0	0
	人/月	計画値	0	0	1	2	2	2
		実績値	0	0	1	0	0	0
③同行援護	時間/月	計画値	14	14	14	14	14	14
		実績値	0	1.4	0	14	19	24
	人/月	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	0	1	0	2	2	2
④行動援護	時間/月	計画値	0	0	13	12	12	12
		実績値	11	8	7	12	13	28
	人/月	計画値	0	0	1	1	1	1
		実績値	1	2	2	1	1	3
⑤重度障害者等 包括支援	時間/月	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0
	人/月	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0

▼第7期計画における見込量

サービス・事業	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①居宅介護	時間/月	247	255	262
	人/月	20	20	20
②重度訪問介護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
③同行援護	時間/月	21	23	25
	人/月	2	2	2
④行動援護	時間/月	24	24	24
	人/月	2	2	2
⑤重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

2. 日中活動系サービス

▼サービス・事業の概要

区 分	内 容
①生活介護	常時介護を要する障がいのある人を対象とした、主として日中に障がい者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動または生産活動の機会の提供等を行うサービス。
②自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のために有期の訓練等を行うサービス。
③就労選択支援【新規】	障がい者本人が就労先・働き方についてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス。
④就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力向上のため、有期の訓練等を行うサービス。
⑤就労継続支援A型	通常の事業所への雇用が困難な障がいのある人に、雇用契約の締結等による就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行うサービス。
⑥就労継続支援B型	通常の事業所への雇用が困難な障がいのある人に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行うサービス。
⑦就労定着支援	一般就労へ移行したのちの3年間、就労に伴う環境変化で生じる生活面の課題解決に対応するため、企業・関係機関との連絡調整等を行いながら就労定着に向けた相談支援等を行うサービス。
⑧療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、主に日中、医療機関等で機能訓練、療養上の管理、看護や日常生活上の援助等を行うサービス。
⑨短期入所（ショートステイ）	介護者の病気や家族の休養等のため、障がい者が施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

▼実施に関する考え方

○利用者数などの利用実績とともに、サービス提供基盤の整備動向、利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

▼見込量確保のための方策

○在宅の障がいのある人の自立促進と生活の改善、身体機能の維持・向上等を図るため、通所による創作的活動、機能訓練等の機会を提供できるよう、障がい福祉サービス等の質の向上や人材の育成、確保に努めます。

▼第5期・第6期計画における見込量と実績

サービス・事業	単位	計画/ 実績	第5期			第6期		
			H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
①生活介護	人日/月	計画値	608	646	684	684	722	760
		実績値	555	562	616	468	523	544
	人/月	計画値	32	34	36	36	38	40
		実績値	31	31	35	44	45	45
②自立訓練(機能訓練・生活訓練)	人日/月	計画値	15	15	15	15	15	15
		実績値	0	0	0	15	22	12
	人/月	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	2	2	1
④就労移行支援	人日/月	計画値	23	23	23	23	23	23
		実績値	46	23	0	15	10	10
	人/月	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	2	1	0	2	2	1
⑤就労継続支援A型	人日/月	計画値	190	209	228	152	171	190
		実績値	123	108	104	147	150	124
	人/月	計画値	10	11	12	8	9	10
		実績値	9	6	8	10	8	6
⑥就労継続支援B型	人日/月	計画値	864	928	992	960	992	1024
		実績値	780	928	989	912	878	947
	人/月	計画値	54	58	62	60	62	64
		実績値	55	57	60	62	60	58
⑦就労定着支援	人/月	計画値	0	1	1	0	0	1
		実績値	0	0	0	0	0	0
⑧療養介護	人/月	計画値	1	1	1	2	2	2
		実績値	2	2	2	2	2	2
⑨短期入所(ショートステイ)								
・短期入所:福祉型	時間/月	計画値	60	70	80	115	120	125
		実績値	50	68	31	64	46	72
	人/月	計画値	12	14	16	23	24	25
		実績値	15	17	10	12	9	8
・短期入所:医療型	時間/月	計画値	7	7	7	7	7	7
		実績値	0	10	0	0	0	0
	人/月	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	2	0	0	0	0

▼第7期計画における見込量

サービス・事業	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①生活介護	人日/月	525	521	519
	人/月	47	48	49
②自立訓練（機能訓練・生活訓練）	人日/月	17	19	20
	人/月	2	2	2
③就労選択支援【新規】	人日/月	0	0	0
④就労移行支援	人日/月	10	10	10
	人/月	1	1	1
⑤就労継続支援A型	人日/月	137	138	140
	人/月	6	6	6
⑥就労継続支援B型	人日/月	962	971	979
	人/月	61	61	62
⑦就労定着支援	人/月	0	0	0
⑧療養介護	人/月	2	2	2
⑨短期入所（ショートステイ）				
・短期入所：福祉型	時間/月	59	60	60
	人/月	8	8	7
・短期入所：医療型	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

3. 居住系サービス

▼サービス・事業の概要

区 分	内 容
①自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービス。
②共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介助やその他の日常生活上の援助を行うサービス。
③施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障がい者（児）に対し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行うサービス。

▼実施に関する考え方

○利用者数などの利用実績とともに、グループホームの利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

▼見込量確保のための方策

○サービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など事業者へ必要な支援を行います。

▼第5期・第6期計画における見込量と実績

サービス・事業	単位	計画/ 実績	第5期			第6期		
			H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
①自立生活援助	人/月	計画値	0	0	1	0	0	0
		実績値	1	0	0	0	0	0
②共同生活援助 （グループホーム）	人/月	計画値	19	20	24	22	23	24
		実績値	19	20	21	25	30	28
③施設入所支援	人/月	計画値	17	16	15	17	16	15
		実績値	15	15	16	18	19	18

▼第7期計画における見込量

サービス・事業	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①自立生活援助	人/月	0	0	0
②共同生活援助（グループホーム）	人/月	29	30	30
③施設入所支援	人/月	19	19	19

4. 相談支援

▼サービス・事業の概要

区 分	内 容
①計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、支給決定の参考とするサービス利用計画案の作成を行います。また一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
②地域移行支援	福祉施設の入所者や入院中の障がいのある人に対して、地域生活への移行準備や外出支援、住居の確保や関係機関との調整等を行い、退所・退院に向けた支援を行うサービス。
③地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保するとともに、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談やその他必要な支援を行うサービス。

▼実施に関する考え方

○利用者数などの利用実績とともに、障がい福祉サービスの今後の利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

▼見込量確保のための方策

○計画相談事業所と連携を図り、障がい者やその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切なサービスにつなげる等関係機関との調整を行います。

▼第5期・第6期計画における見込量と実績

サービス・事業	単位	計画/ 実績	第5期			第6期		
			H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
①計画相談支援	人/月	計画値	23	25	27	28	29	30
		実績値	21	28	27	33	33	32
②地域移行支援	人/月	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	0
③地域定着支援	人/月	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	0

▼第7期計画における見込量

サービス・事業	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①計画相談支援	人/月	33	33	33
②地域移行支援	人/月	1	1	1
③地域定着支援	人/月	1	1	1

5. 発達障がい者等に対する支援

ペアレントメンター（自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親）の育成やピアサポート（同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対する共感的なサポート）の活動など発達障がい者等に対する支援については、多気郡をはじめとする近隣自治体や県と連携を図りながら支援体制整備に努めます。

第4章 障がい児福祉サービスの見込みと確保策

1. 障がい児通所支援

▼サービス・事業の概要

区分	内容
①児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービス。
②医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援と治療を行うサービス。
③放課後等デイサービス	放課後や学校の休校日に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を行うサービス。
④保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス。
⑤居宅訪問型児童発達支援	重度障がいの状態等で外出が著しく困難な障がい児に、自宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行うサービス。

▼実施に関する考え方

○利用者数などの利用実績とともに、事業所の開設予定や障がい児福祉サービスの今後の利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

▼見込量確保のための方策

○障がい児通所支援に係るサービス量を適切に見込むとともに、障がい児通所支援事業所を運営する法人への働きかけを通じて、提供する体制の確保に努めます。

▼第1期・第2期計画における見込量と実績

サービス・事業	単位	計画/ 実績	第1期			第2期		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
①児童発達支援	人日/月	計画値	32	36	40	88	96	104
		実績値	30	55	42	105	146	150
	人/月	計画値	8	9	10	22	24	26
		実績値	16	15	23	30	35	35

サービス・事業	単位	計画/ 実績	第1期			第2期		
			H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
②医療型児童発達支援	人日/月	計画値	-	-	-	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0
	人/月	計画値	-	-	-	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0
③放課後等デイサービス	人日/月	計画値	65	70	75	300	325	350
		実績値	112	125	277	383	475	528
	人/月	計画値	13	14	15	60	65	70
		実績値	24	27	47	56	62	65
④保育所等訪問支援	人日/月	計画値	0	0	0	8	8	10
		実績値	0	0	1	3	3	8
	人/月	計画値	0	0	0	8	8	10
		実績値	0	0	1	3	3	8
⑤居宅訪問型児童発達支援	人日/月	計画値	10	10	10	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0
	人/月	計画値	1	1	1	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0

▼第3期計画における見込量

サービス・事業	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①児童発達支援	人日/月	148	157	166
	人/月	36	38	39
②医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
③放課後等デイサービス	人日/月	529	562	592
	人/月	69	72	75
④保育所等訪問支援	人日/月	6	6	6
	人/月	6	6	6
⑤居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

2. 障がい児相談支援

▼サービス・事業の概要

区分	内容
①障がい児相談支援	障がい児が福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言等を行うサービス。

▼実施に関する考え方

○利用者数などの利用実績とともに、障がい児福祉サービスの今後の利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

▼見込量確保のための方策

○本人及び保護者の希望や課題に応じた事業所を提案するとともに、サービスの利用にあたっては計画相談事業所と健康福祉課が連携して支援にあたります。

▼第1期・第2期計画における見込量と実績

サービス・事業	単位	計画/ 実績	第1期			第2期		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
①障がい児相談支援	人/月	計画値	9	10	11	70	75	80
		実績値	12	12	23	22	30	25

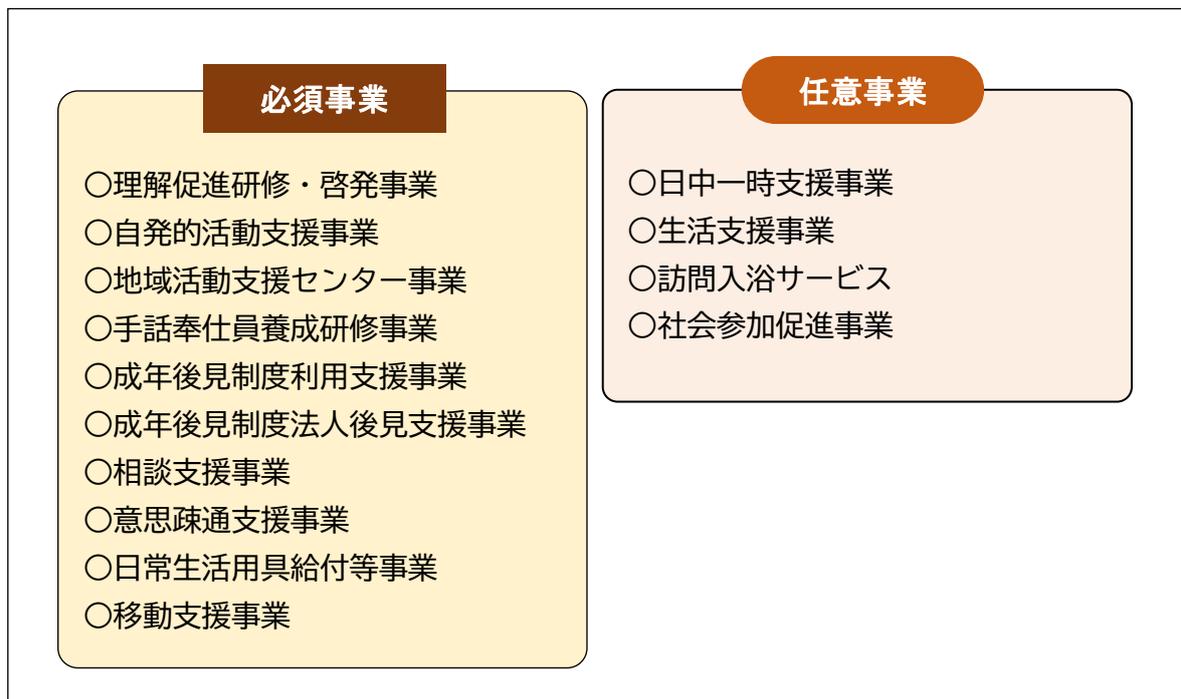
▼第3期計画における見込量

サービス・事業	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①障がい児相談支援	人/月	29	30	31

第5章 地域生活支援事業の見込みと確保策

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう自治体の実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で実施する事業です。地域生活支援事業には「必須事業」と「任意事業」がありますが、本町では次のサービスを展開しており、各事業の見込み量を設定することとします。

▼町が実施する地域生活支援事業



1. 必須事業

▼サービス・事業の概要

サービス・事業	内容
①理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。
②自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。
③地域活動支援センター事業	障がい者等が地域活動支援センターに通所をし、創作的活動、生産及び相談等を通して自立と社会参加の促進を図るとともに、家庭における介護の負担を軽減することを目的とするサービスです。
④手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、手話表現技術を習得した人材の養成を行います。
⑤成年後見制度利用支援事業	知的障がいや精神障がい等により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。
⑥成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度の業務を適正に行える法人を確保する体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。
⑦相談支援事業	障がい者等やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。
⑧意思疎通支援事業	障がい者等やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。
⑨日常生活用具給付等事業	障がい者等について、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することなどにより、日常生活の便宜を図ることを目的とするサービスです。
⑩移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促すことを目的とするサービスです。

▼実施に関する考え方

○利用者数などの利用実績とともに、今後の利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

▼見込量確保のための方策

①理解促進研修・啓発事業

必要に応じて、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動の実施について検討します。

②自発的活動支援事業

障がい者等による地域の自発的な取り組みを支援します。

③地域活動支援センター事業

現在、町内に地域活動支援センターがないため、障がい福祉サービス等事業者等への働きかけなど設置に向けた取り組みを進めます。

④手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活または社会生活を支援するため、手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修について周知を行い、必要とする方に適切な支援が届くように努めます。

⑤成年後見制度利用支援事業

判断能力に不安がある障がい者が自立した生活を安心して送ることができるよう、社会福祉協議会等と連携し、制度の情報提供や周知を図り、適切な利用につなげます。

⑥成年後見制度法人後見支援事業

法人後見活動の支援体制の構築に向けた事業です。多気町社会福祉協議会において令和6年度からの事業実施を予定しています。

⑦相談支援事業

障がい者等やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

⑧意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

⑨日常生活用具給付等事業

自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することなどにより、自立を促進し、日常生活の便宜を図ります。

⑩移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促します。

▼第5期・第6期計画における見込量と実績

サービス・事業	単位	計画/ 実績	第5期			第6期		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
①理解促進研修・啓発事業	実施の有無	計画値	実施検討					
		実績値	実施検討					
②自発的活動支援事業	実施の有無	計画値	実施検討					
		実績値	実施検討					
③地域活動支援センター事業	か所	計画値	設置検討	設置検討	設置検討	設置検討	設置検討	設置検討
		実績値	0	0	0	0	0	0
④手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	計画値	実施検討					
		実績値	実施検討					
⑤成年後見制度利用支援事業	人/年	計画値	2	2	3	1	1	1
		実績値	1	0	0	1	2	1
⑥成年後見制度法人後見支援事業	人/年	計画値	-	-	-	0	0	1
		実績値	0	0	0	0	0	0
⑦相談支援事業								
・障害者相談支援事業	か所	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	1	1	1
・地域自立支援協議会	実施の有無	計画値	有	有	有	有	有	有
		実績値	有	有	有	有	有	有
⑧意思疎通支援事業								
・手話通訳者派遣事業	人/年	計画値	2	2	3	1	1	1
		実績値	0	0	1	0	0	0
・要約筆記者派遣事業	人/年	計画値	1	1	2	0	0	0
		実績値	0	0	0	5	11	12
⑨日常生活用具給付等事業								
・介護・訓練支援用具	件/年	計画値	1	2	3	1	1	1
		実績値	1	0	0	0	0	0
・自立生活支援用具	件/年	計画値	2	3	4	2	2	2
		実績値	2	3	1	4	1	2
・在宅療養等支援用具	件/年	計画値	1	2	3	3	3	3
		実績値	4	3	2	4	5	3
・情報・意思疎通支援用具	件/年	計画値	4	4	5	1	1	1
		実績値	0	3	0	3	13	5

サービス・事業	単位	計画/ 実績	第5期			第6期		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
・排せつ管理支援用具	件/年	計画値	250	260	270	160	165	170
		実績値	148	185	153	180	153	160
・居住生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	1	1	0	0	1
⑩移動支援事業	人/年	計画値	16	16	17	18	22	26
		実績値	12	11	14	12	14	14
	時間/年	計画値	940	950	960	900	1,100	1,300
		実績値	696	717	683	978	811	820

▼第7期計画における見込量

サービス・事業	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①理解促進研修・啓発事業	実施の有無	検討	検討	実施
②自発的活動支援事業	実施の有無	検討	検討	実施
③地域活動支援センター事業	か所	0	0	0
④手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	検討	検討	実施
⑤成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1
⑥成年後見制度法人後見支援事業	人/年	多気町社会福祉協議会において事業実施		
⑦相談支援事業				
・障害者相談支援事業	か所	1	1	1
・地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
⑧意思疎通支援事業				
・手話通訳者派遣事業	人/年	0	0	0
・要約筆記者派遣事業	人/年	11	12	12
⑨日常生活用具給付等事業				
・介護・訓練支援用具	件/年	0	0	0
・自立生活支援用具	件/年	2	2	2
・在宅療養等支援用具	件/年	4	4	4

サービス・事業	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
・情報・意思疎通支援用具	件/年	8	8	9
・排せつ管理支援用具	件/年	165	166	166
・居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	1	1	1
⑩移動支援事業	人/年	14	14	14
	時間/年	869	882	894

▼意思疎通支援事業などの実施における留意点

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、意思疎通支援事業や意思疎通支援を行う者の研修や派遣を実施する際は、県と連携して以下の取り組みを行うこととされています。

- ①障がい特性に配慮した意思疎通支援のニーズの把握
- ②意思疎通支援者の要請
- ③事業実施のための体制づくり
- ④ICT機器の利活用（遠隔地や緊急時の対応）
- ⑤意思疎通支援従事者のキャリアパス構築・意思疎通支援者の資質向上

2. 任意事業

▼サービス・事業の概要

サービス・事業	内容
①日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするサービスです。
②訪問入浴サービス事業	地域における身体障がい者（児）の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者（児）の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものです。
③社会参加促進事業	社会参加促進事業は、スポーツ・レクリエーション機会の提供、自動車運転免許取得・改造助成事業の実施により、障がいのある人の社会参加を促進していくものです

▼実施に関する考え方

○利用者数などの利用実績とともに、今後の利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

▼見込量確保のための方策

①日中一時支援事業
事業所等との連携により、事業の推進を図ります。

②訪問入浴サービス事業
重度の身体障がいのある人の身体の清潔保持等を図るため、訪問入浴サービス事業を継続して実施します。

③社会参加促進事業
今後も制度周知を図り、利用促進に努めます。また、教育委員会や多気町スポーツ協会と連携し、スポーツ・レクリエーション機会の提供に努めます。

▼第5期・第6期計画における見込量と実績

サービス・事業	単位	計画/ 実績	第5期			第6期		
			H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
①日中一時支援事業	人/年	計画値	34	34	35	58	60	60
		実績値	35	40	38	42	52	52
	回/年	計画値	610	620	630	580	600	600
		実績値	897	1468	1711	1522	2156	2106
②訪問入浴サービス	人/年	計画値	-	-	-	1	1	1
		実績値	1	1	1	1	1	1
	回/年	計画値	-	-	-	250	250	250
		実績値	100	140	140	91	79	85
③社会参加促進事業								
・スポーツ・レクリエーション教室	か所/年	計画値	-	-	-	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0
・自動車操作訓練事業	件/年	計画値	-	-	-	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0
・自動車改造費助成事業	件/年	計画値	-	-	-	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	1	0

▼第7期計画における見込量

サービス・事業	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①日中一時支援事業	人/年	51	52	53
	回/年	2,200	2,287	2,365
②訪問入浴サービス	人/年	1	1	1
	回/年	90	88	86
③社会参加促進事業				
・スポーツ・レクリエーション教室	か所/年	0	0	0
・自動車操作訓練事業	件/年	0	0	0
・自動車改造費助成事業	件/年	1	1	1

第6章 計画の推進に向けて

1. 地域での支援体制の整備

本計画の推進にあたっては、障がいのある人についての理解や社会的関心を高めていくとともに、障がいのある人が社会で活動でき、障がいという個性が生かされる環境づくりが必要です。

そのために、地域社会、学校、団体、企業、行政等がそれぞれの役割を果たしながらお互いに連携・協力し、一体となって取り組み、計画の推進を図ります。

また、障がい者支援の中心的役割を担う自立支援協議会と町が連携しながら、地域課題の把握や課題の共有化を図るとともに、人材育成の支援や専門的な助言・指導を行える体制づくりなど障がい福祉サービスの質の向上と計画の着実な推進に努めます。

2. 全庁的な推進体制の整備

本計画の実現に向けて、障がいのある人やその家族等へのきめ細かなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、庁内の福祉・保健・医療・教育・産業等に関する関係課等との連携を一層強化して施策を推進します。

3. 計画の点検及び評価

本計画を推進していく上では、PDCAサイクルに基づき、本計画に定めた目標について、毎年度、その実績を把握し、本計画の中間評価として分析・評価を行い、必要がある場合には計画の変更及び事業の見直し等を行います。

資料編

1. 計画策定について

▼計画策定会議（多気町障がい者自立支援協議会）委員名簿

No.	氏名	所属	備考
1	中西 利子	多気町民生・児童委員協議会会長 主任児童民生委員	
2	伊藤 健一	多気町民生・児童委員協議会副会長	
3	山岡 孝弘	多気町身体障害者福社会長	
4	中井 和美	だんねの会 代表	
5	植松 泰之	風の丘 理事長	
6	戸野 和雄	聖愛園 施設長	
7	山口 新一	多気町社会福祉協議会 会長	
8	北山 友和	多気相談支援センター 相談支援員	
9	筒井 尚之	多気町 副町長	会長
10	達 武彦	多気町教育委員会 教育課長	
11	森本 直美	多気町 健康福祉課長	

事務局	岡山 浩也	多気町健康福祉課
	斎藤 俊明	
	中矢 絵美子	
	坂下 悠介	

2. 用語解説

用語	内容
あ 行	
一般就労	障がい者の就労の種類のひとつ。労働基準法等に基づく雇用関係による一般の企業への就労のこと。
か 行	
学習障がい	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定の技能習得と使用に著しい困難を示す障がい。
キャリアパス	仕事でたどる経験や手順のこと。キャリアアップの道筋。
強度行動障がい	自傷行為や他害行為、激しいこだわりや器物破損などの生活環境に対する不適応行動が通常考えられない頻度と形式で出現しており、日常生活に困難が生じている状態。
グループホーム (共同生活援助)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う障がい福祉サービス。地域の住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において数人の知的障がい者や精神障がい者、身体障がい者などが、一定の経済的負担を負って共同で生活し、同居または近隣に居住している専任の世話人により食事の提供、相談その他の日常的な支援が行われる。
ケアマネジメント	障がい者が社会生活を送る上で必要とする複数のニーズを適切な社会資源と結びつける手続き全体のこと。アセスメント（事前評価）、ケア計画の作成・実施、フォローアップなどの支援サービスを行う。
権利擁護	意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障がい者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。
さ 行	
肢体不自由	身体障がいのひとつで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障がいがあることをいう。身体障害者福祉法における障がいの分類では、最も対象者が多い。
社会福祉協議会	社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、様々な福祉サービスや相談、ボランティア活動や住民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。略称は「社協」。
重症心身障がい	重度の知的障がいと、重度の肢体不自由が重複している状態のこと。
手話通訳者	話の内容やその場で起こっている音を手話に、または手話を音声に変換して伝えるなどの通訳者。厚生労働省の手話通訳士の試験等に合格し、聴覚障がい者の社会参加を支援するための専門家。
障害者基本法	障がい者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障がい者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。
障がい児福祉計画	児童福祉法の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施に関して定める計画。国が示す基本指針に即して策定することが義務付けられている。
障がい者計画	障害者基本法の規定に基づき、都道府県・市区町村が策定する計画で、障がい者のための施策に関する課題、目標、具体的な方策などを定めるもの。

用語	内容
障害者総合支援法	障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者・障がい児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障がい福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。旧称は、「障害者自立支援法」。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。
障がい福祉計画	障害者総合支援法の規定に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関して定める計画。国が示す基本指針に即して策定することが義務付けられている。
障がい福祉DB	全国の自治体から障がい者が利用する介護や就労支援などの障がい福祉サービスの利用状況などを集積したデータベース。
自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う障がい福祉サービス。機能訓練と生活訓練の2種類がある。
身体障がい者手帳	身体障害者福祉法の規定に基づき交付される手帳であり、身体障がいの程度によって、1級から6級までに区分される。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。支援する人（後見人等）を選任し、契約の締結等を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消したりできるようにするなど、地域で安心して生活できるように支援する。
成年後見制度利用支援事業	地域生活支援事業のひとつ。障がい福祉サービスを利用する知的障がい者や精神障がい者に対し、権利擁護を図ることを目的とし、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行う。
た 行	
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに築っていく社会。
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・住まい・生活支援等が包括的に確保される仕組みのこと。
特別支援学校	視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。
な 行	
難病	難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。
は 行	
発達障がい	発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされている。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がいなどが含まれる。

用語	内容
ピアカウンセリング	障がい者自らの体験に基づいて、同じ仲間であるほかの障がい者の相談・支援に応じ、問題の解決を図ることをいう。「ピア」は仲間の意味。
ピアサポート	同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情や必要な情報を共有したり、共通した悩みや問題の解決にともに取り組んだりする活動のこと。
ペアレントトレーニング	保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの発達促進等を目指す、家族支援アプローチのひとつ。
ペアレントメンター	自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者のこと。メンターは、同じような発達障がいの子どもをもつ保護者に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができる。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人等となり、障がい者や高齢者等の判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
や 行	
要約筆記	難聴者や失聴者などに、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで入力した文章で伝えること。
A B C	
I C T	情報通信技術。Information and Communication Technologyの略。
P D C A (ピーディーシーエー) サイクル	施策や事業についてのP(Plan:計画)・D(Do:実施)・C(Check:点検・評価)・A(Action:改善に向けた行動)のサイクルを通じて、施策の立案や事務の見直しなど行政運営の改善につなげる仕組み。

多気町障がい者福祉プラン
第7期多気町障がい福祉計画・
第3期多気町障がい児福祉計画
【令和6年度～令和8年度】

発行年月：令和6年3月

発行：多気町

編集：多気町健康福祉課

〒519-2181 三重県多気郡多気町相可 1600

電話 0598-38-1114 FAX 0598-38-1140